

緊急事態宣言に伴う横浜市の対応について

新型コロナウイルス感染症に関する「緊急事態宣言」が4月7日に国から発出されたことを受け、神奈川県からも「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が示されました。

横浜市においては、市民の皆様の命と生活をお守りするために、以下の通り、神奈川県からの主な要請事項を含め、改めて市民の皆様に、以下のとおりお願いします。

1 市民の皆様の外出の自粛

生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛してください。また、「密閉」「密集」「密接」を避ける行動を徹底することやテレワークや時差通勤などに努めてください。

2 多数の方が利用する施設の利用の制限等

当面は、市民の皆様の外出抑制を最優先に取り組むこととし、日常生活の維持に必要な事業活動については、感染防止対策に留意し、継続を要請します。

<神奈川県が事業の継続を依頼する主な業種>

- (1) 医療体制の維持（病院、薬局、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに係る製造業・サービス業）
- (2) 支援が必要な方々の保護の継続（支援が必要な方々の居住や支援、介護老人福祉施設や障害者支援施設等）
- (3) 国民の安定的な生活の確保（インフラ、飲食品供給、生活必需物資供給関係、食堂等や生活必需物資の小売関係、ごみ処理関係等）
- (4) 社会の安定の維持（金融サービス、物流・運送サービス、行政サービス等）

<緊急事態宣言を受け横浜市が休止する主なサービス>

これまで休止のご案内をしてきたイベントや施設に加え、以下のサービスについても5月6日まで休止します。なお、区役所の窓口サービス、ごみの収集、市営地下鉄、市営バス（観光系バス及び土曜日の深夜バスを除く）などは通常どおり継続します。

■市内の施設

三溪園、公設観光案内所、公園等の野球場・テニスコート・バーベキュー場等、図書館（予約サービスも休止）

■イベント等

ガーデンネックレス横浜2020、海の公園区域での潮干狩り

■業務

がん集団検診（区役所実施分）、乳幼児健康診査（集団健診）

3 学校の休校期間の延長

横浜市の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び附属中学校、特別支援学校については、4月20日まで休校としていました。「緊急事態宣言」を受けて、県の教育委員会から、県内市町村の公立学校における対応について要請がありました。これを踏まえて、市立学校における休校期間を5月6日まで延長します。

保護者の就業等の事情などにより対応が困難な場合についての学校での受入れ（緊急受入れ）と校庭開放については、3月の臨時休校期間中と同様に、実施していきます。

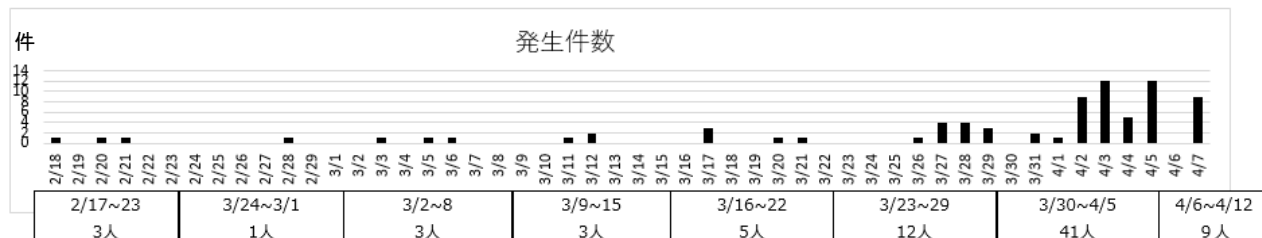
4 医療の提供

今後の感染者数拡大に備え、横浜市では、市内の医療機関の協力により、入院が必要な陽性患者を受け入れるため、約 500 床の準備を進めています。無症状・軽症者の宿泊療養施設として、移転後の現市民病院を活用し、約 200 人の方を受け入れるよう調整しています。

【参考】市内の患者発生状況（本市公表 4 月 7 日時点）

(1) 発生件数

77 件（入院中：35 件、退院：10 件）



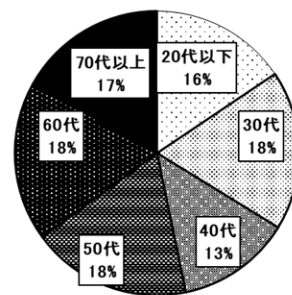
(市内の発生状況)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryu/yobosesshu/kansensho/coronavirus/kanja-test.html>

(2) 患者の状況

重症	3 人	無症状	1 人
中等症～重症	1 人	退院	10 人
中等症	2 人	死亡	1 人
軽症～中等症	7 人	調査中	3 人
軽症	49 人	合計	77 人

(3) 年代別内訳



(4) 感染源

感染源が想定されるもの			感染源が不明なもの 及び調査中のもの	計
陽性者の濃厚接触者	海外での感染 海外の人との接触	ダイヤモンド・プリンセス号での感染		
27	12	1	37	77

お問合せ先

(市民の外出自粛、施設利用の制限等に関すること)

総務局緊急対策課長 木村正夫 Tel 045-671-2170

(学校の休校期間の延長について) 教育委員会小中学校企画課長 石川隆一 Tel 045-671-3233

(医療の提供に関すること)

【医療提供体制に関すること】医療局医療政策課長 山本憲司 Tel 045-671-2438

【現市民病院の活用に関すること】医療局病院経営本部病院経営課長 門林宏英 Tel 045-671-4816

(市内の患者発生状況に関すること)

健康福祉局健康安全課 新型インフルエンザ等対策担当課長 浅野昌弘 Tel 045-671-2468